投資委員会事務局の説明書

件名:投資委員会布告第9/2560 号に基づく省エネ、代替エネルギー使用または 環境負荷軽減のための投資奨励政策に基づく奨励申請

仏暦 2560 年 (2017 年) 10 月 28 日付け投資委員会布告第 9/2560 号 件名:生産効率 向上のための投資奨励政策に基づく省エネ、代替エネルギー使用又は環境負荷軽減のための 投資奨励を明確化するため、投資委員会事務局は以下の通りに説明書を発行した。

奨励取得者の資格

- 1. 奨励申請事業は仏暦 2560 年 10 月 28 日付投資委員会布告第 9/2560 号の 2.1 項~ 2.4 項に基づく業種であること。また仏暦 2560 年 12 月 21 日付投資委員会布告第 Por. 4/ 2560 号の 1.1 項に基づく業種を除き、奨励申請時に投資委員会が公示した対象業種であること。
- 2. 本政策に基づく恩典を申請するプロジェクトは投資委員会布告第 3/2550 号、第 2/2552 号、第 6/2554 号、第 1/2556 号(対象産業への投資奨励政策を除く)、第 1/2557 号、そして第 9/2560 号の通りの省エネ、代替エネルギー使用または環境負荷軽減のための投資奨励政策に基づく同一小政策における奨励を受けたことのないプロジェクトであること。
- 3. 恩典申請者は他の政府機関から同様な目的での事業支援ための税制上の恩典または補助金を受けていないこと。
- 4. 環境負荷軽減の場合、恩典申請者は、関係政府機関の定めた環境管理の基準及び条件に従い事業を行い、汚染物質排出値が法律で定められた管理基準値を超えないこと。

奨励付与の条件

- 5. 恩典申請者は「奨励申請書」とともに「投資委員会布告第 9/2560 号に基づく省エネ、代替エネルギー使用または環境負荷軽減のための投資奨励政策に基づく恩典付与基準に基づく奨励申請書(F PA PP28)」を仏暦 2563 年(2020 年)12 月 30 日までに提出すること。また奨励証書発給日より 3 年以内に投資を完了すること。
- 6. 恩典申請者は、海外からの機械輸入または国内での購入を行う前に奨励申請書を 提出すること。また入れ替える機械は新品のみとする。なお、所定の基準・指標に沿ったも のであれば、会社全体のプロジェクトとして申請、または入れ替える部分のみ申請してもよ い。但し、省エネは奨励申請のプロジェクトのみ検討する。

7. 恩典申請者は以下のように当該政策に基づく奨励申請の基準に従うこと。

7.1 指標

実施事項	布告に基づく指標	所定の指標
省エネ	<u>指標 1</u>	プロジェクトの削減できた分のエネル
	エネルギー使用量を所定の割	ギーの金額が、免除される法人所得税
	合で削減すること。	の金額以上であること。
代替エネルギーの	<u>指標 2</u>	化石燃料(石油、石炭、天然ガス)の
導入	適切に代替エネルギーを導入	代わりに、所定の代替エネルギーを使
	し使用すること。	用すること。
環境負荷軽減	指標 3	大気汚染物質、水質汚濁物質または廃
	大気汚染物質、汚水または廃	棄物の排出率が、使用している技術に
	棄物の排出量を所定の割合で	応じて適切な割合で下がること。
	削減すること。	

なお、奨励申請年の前年を基準年とし、実施終了1年後に割合を計算すること。かつ、基準年と同じ生産量・稼働した事業規模で計算する。

7.2 布告に基づく指標の詳細

以下の通りに各事項の実施割合を決定した。

指標1: エネルギー使用量を所定の割合で削減し、プロジェクトの削減分のエネルギーの金額が免除される法人所得税の金額以上であることについては、以下の指針で検討される。

- (1) 削減分のエネルギーの金額の換算期間:当該プロジェクトの 削減されたエネルギー5年間分の金額。但し大規模 プロジェクトの場合は適切に検討する。
- (2) 免除される法人所得税の金額の換算期間:法人所得税免除期間3年間分の金額。

指標2: 代替エネルギーの導入については、奨励申請者の既存エネルギー の使用量と比較し適切に検討する。なおプロジェクトで使用され る代替エネルギーの種類および量を検討する。

指標3: 大気汚染物質、汚水または廃棄物の排出量を所定の割合で削減することについては、最低限を定めず、使用している技術に応じてケースバイケースで検討する。なお大気汚染物質、汚水または廃棄物の排出削減は環境に影響を及ぼす著しい種類および量のみであること。

以下の通りに詳細を決定した。

(1) 大気汚染物質排出率および濃度 法律で定められた通りに埃や二酸化硫黄などの各パラメータ の濃度を示すとともに、大気汚染物質排出率 (LOADING) を ~トン/1 年の単位で下げる事とする。

(2) 排水率

奨励申請前後の排水率に関するデータを~立方メートル/1年 の単位で提供し、排水率を下げる事とする。

(3) 水質汚濁物質排出率

法律で定められた通りにBODやCODや各種重金属などの各パラメータの濃度を削減するとともに、水質汚濁物質排出率 (LOADING)を~トン/1年又は~立方メートル/1年の単位で下げる事とする。

(4) 廃棄物排出量削減 生産工程およびサービスによる廃棄物排出量を~トン/1 年の 単位で削減する事とする。

7.3 機械入れ替えの範囲

機械の入れ替えは以下の2つの場合において検討される。

- (1) 生産ライン・サービス提供で直接使用する機械の入れ替え 例:ガラス製品の生産ラインで使用する溶解炉の備品または燃料、連続生産ラインの中の繊維加熱用スチームボイラー、加工食品の生産ラインの中のオーブンなど。
- (2) 生産ラインの補助機械の入れ替え 例:工場で使用する電力発電用スチームボイラー、廃水処理設備、電力配電網からの電力購入に代わる事務所用建物ではないサービス施設・工場内の自家発電用ソーラーパネルの設置など。

なお関係機関から工学的認証を取得していない設備改善の場合は、本政策 に基づく奨励申請可能範囲外となる。

8. 恩典申請者が承認された要点に関する実施計画の変更または改定を希望する場合は、海外からの機械輸入または国内での購入をする前に、事務所からの承認を得るためにプロジェクト改定申請を行うこと。

付与される恩典

- 9. 機械の輸入税を免除する。
- 10. 法人所得税を3年間免除する。ただし、投資金額(土地代および運転資金を除く)の50%を上限とする。なお、既存事業からの収入を法人所得税免除対象とする。

- 11. 免除される法人所得税換算に使用される投資金額は、以下のものから計算される。
 - 11.1 建物費用とは、建物の貸借料を除き、機械入れ替え対応のための建物の建設または改築である。
 - 11.2 機械費用とは、エンジニアリングデザイン料金、輸送費、機械設置費、試 運転費など一般に認められた会計原則に基づき、機械が使用可能な状態に なるまで関係する様々な費用を含め、生産効率向上に使用される機械費用 である。なお、機械賃貸借の契約期間1年間以上の賃借料も含まれる。

12. 法人所得税免除の恩典行使指針

- 12.1 法人所得税免除対象の収入は、奨励証書取得後に発生する収入であり、奨励証書発給日の翌日からとする。
- 12.2 法人所得税免除の恩典行使は各会計期間の当該プロジェクトによる純利益の全額のみを対象として利用すること。分けて一部だけ利用することを出来ない。
- 12.3 奨励取得者が純利益を持ち、法人所得税免除の恩典利用を希望せず、法人所得税を納付した年には、納付された法人所得税税額が奨励証書に示された法人所得税免除金額から引かれない。しかし、法人所得税免除の期間は数え続けられる。
- 12.4 法人所得税免除金額の換算に使用するためのプロジェクト投資金額の計算 は以下の2つの場合において検討される。
 - <u>奨励証書発給日から3年間以内に実施開始を申請する場合</u>:投資金額は 奨励申請日から実施開始申請日まで数えられる。
 - <u>奨励証書発給日から3年後に実施開始を申請する場合</u>:投資金額が奨励申請日からスタートし、奨励証書発給日から3年間となる日まで数えられる。

なお、実施開始延期が許可される場合は、指標に向けて実施するための 延期のみとする。しかし、奨励証書発給日から3年後以降の投資金額は法 人所得税免除対象外となる。

12.5 法人所得税免除恩典を申請する法人所得税の上限額は、実際の投資金額の50%とする。

以上、お知らせする。

(署名)

投資委員会事務局

2018年1月11日

係員用
第/号の申請書添付
日付

(仏暦 2563 年 (2020 年) 12 月 30 日までに奨励申請書とともにご提出ください。)

恩典付与基準に基づく奨励申請書

投資委員会布告第 9/2560 号に基づく 生産効率向上のための投資奨励政策に基づく

省エネ、代替エネルギー使用または環境負荷軽減のための投資奨励政策に基づく

	私		という会社の代表としま	
す。				
現在	`		を製造しています	广。
つ す。	奨励を取得していまっ	す:日付の第_	号の奨励証書に基づきま	
	奨励を取得していまっ	せん。		
めの		いずれか一つ行い、省エネ 恩典申請を希望します。	、代替エネルギー使用または環境負荷軽減の	た
	□ 1.	省エネ		
	_ 2.	代替エネルギー使用		
	□ 3.	環境負荷軽減		
1. <u>核</u>	食討用のデータ			
	1.1 省エネの指標	(/1年:	年の生産量で計算する)	

一年あたりのエネルギー使用	基準年⁽¹⁾ (年)	評価年 (年) ⁽²⁾	削減割合 (基準年比)
1. 使用エネルギーの量			
-種類(単			
位:)			
-種類(単			
位:			
-種類(単			
位:)			
2. 使用エネルギーの金額			
-種類(単位:バーツ)			
-種類(単位:バーツ)			
-種類(単位:バーツ)			

備考 (1) 奨励申請年の前年を基準年とし、実施終了1年後に割合を計算すること。かつ基準年の生産量で 計算する。

(2) 実施終了後の1年間を評価年とする。

Sor Kor Thor. F PA PP 28-03 11/01/61 1/6 ページ

1.2 代替エネルギーの導入の指標 (......./1年:年の生産量で計算する)

一年あたりのエネルギー使用	基準年 (年)		評価年 (年)
	総量	(金額:百万バーツ)	()
1. 既存使用エネルギー			
-種類(単			
位:			
-種類(単			
位:			
2. 既存使用エネルギーに代わる所定の代替エネ			
ルギー ¹⁾			
-種類(単			
位:			
-種類(単			
位:			

- **備考** 1) 所定の代替エネルギーとは太陽光・風力・バイオマス・水・水素などの**再生可能エネルギー**である。
 - 2) 化石とは、石油、石炭、天然ガスである。
 - 3) 奨励申請年の前年を基準年とし、実施終了1年後に割合を計算すること。かつ基準年の生産量で計算する。
 - 4) 実施終了後の1年間を評価年とする。

一年あたりの環境負荷軽減	基準年 (年)	評価年 (年)	削減割合 (基準年比)	法定の 基準値
□ 1. 大気汚染物質排出率および濃度 -種類				
(濃度:単位:) (排出率:トン/年) -種類				
(濃度:単位:) (排出率:トン/年)				
□ 2. 排水率 (単位:立方メートル/年)				
■ 3. 水質汚濁物質排出率および濃度 -種類				
(濃度:単位:) (排出率:トン/年) -種類				
(濃度:単位:) (排出率:トン/年)				
□ 4. 廃棄物排出量 -種類(単位:トン/年.) -種類(単位:トン/年.)				

備考 1) スペースが足りない場合は添付書類をご使用ください。

- 2) 政府機関の定めた環境マネジメントの基準及び条件に従い事業を行い、汚染物質排出値が法律で定められた管理基値を超えないこと。
- 3) 奨励申請年の前年を基準年とし、実施終了1年後に割合を計算すること。かつ基準年の生産量で計算する。
- 4) 実施終了後の1年間を評価年とする。

Sor Kor Thor. F PA PP 28-03 11/01/61 2/6 ページ

2. 実施計画(添付書類を使用し、実施事項別でお示しください)

- 2.1 実施計画の詳細 別紙にて以下のような詳細を添付しています。
 - 一目的
 - 既存生産ラインの改善詳細および、機械入れ替えの図
 - -関係する基準年の指標データの検証用エビデンス 例:関係政府機関への報告書、 環境に関する分析結果など

環境負荷軽減の場合は、今まで申請者が政府機関の定めた環境マネジメントの基準 及び条件に従い事業を行っているというサポート情報を提供すること。

- -技術の源(例:技術の詳細、設計、設計者など)
- -機械・設備・ツールに関する詳細 (新品の機械のみ) 各品目の数と価格を示すこと。
- 実施期間および手順

(太陽光発電システム設置プロジェクトの場合は、4/6 ページから 6/6 ページまでの追加書類で検討用のデータをおまとめください。)

2.2 上記の 2.1 における実施計画に基づく生産ライン改善の実施部分のみの投資詳細 仏暦 2561 年(2018 年) 1 月 8 日付投資委員会事務局の説明書に準拠する。(単位:百万 バーツ)

	年	年	年
1. 建設費			
2. 機械・設備・ツールの費			
用			
3. 機械設置費			
4. 試運転費			
合計投資金額			

上記の文章が事実と一致している又は私の	の意見での最良な推定であると証明しま	す
	署名	
	()	
	日付:	

備考 登録した同様に、法的拘束力の署名および社印の捺印をすること。

Sor Kor Thor. F PA PP 28-03 11/01/61 3/6 ページ

太陽光発電システム設置プロジェクトの場合における追加書類

投資委員会布告第9/2560号に基づく恩典付与基準に基づく奨励申請のため

1.	奨励申請者			
	会社名	は	日付の第	号の奨励申請書に基づく。
2.	太陽光発電システムの詳細			
	2.1 主な設備リスト			

主な設備リスト	設置する設備詳細
1) 太陽電池	<u>タイプ</u> □ Monocrystalline □ Polycrystalline □ Multicrystalline □ その他(要記入) <u>モデル</u>
	メーカー
	<u>ワット数</u>
	(1 メガワット <u>以上</u> の場合は、安全・環境に対する影響防止対策研究に関する報告書(ESA)を作成すること。) 設置場所 □ 屋根の上 □ 工場 □ ビル □ その他 (要記入) 使用面積 約 平方メートル
2) インバータ (Inverter)	<u>モデル</u>
3) エネルギー貯蔵システム (Energy Storage System)	モデル 数 台 メーカー 製造国
4) その他(要記入)	<u>モデル</u>

Sor Kor Thor. F PA PP 28-03 11/01/61 4/6 ページ

0	n	設計お	7	1000年	の鉄値
Z.	Z	世計力	J (小砂 值	ひ 非 州

|--|

2) 投資詳細

項目	金額(百万バーツ)
建設費	
設置費	
その他機械設備費	
ー太陽電池 ーインバータ(Inverter)	
ーエネルギー貯蔵システム (Energy Storage System) ーその他	
合計投資金額	

3) 実施計画

3.1) システム設置計画

システム設置実施手順	実施年月	
	月	年
設置場所調査/設計		
購入/取得		
設置		
試運転		
合計時間ケ月		

3.2) 安全・環境に対する影響防止対策研究に関する報告書 (ESA)の作成計画 (発電可能量1メガワット<u>以上</u>の場合のみ)

システム設置実施手順	実施年月	
	月	年
研究およびコンサルティング会社の選出		
現在環境データの研究および収集環境影響評価および安全・環境に対する影響防		
止対策の策定		
試運転		
合計時間ヶ月		

Sor Kor Thor. F PA PP 28-03 11/01/61 5/6 ページ

3. 代替エネルギーの導入の指標(太陽光発電システム設置)

一年あたりのエネルギー使用	基準年	プロジェクト終了時
一年めたりのエネルヤー使用	(年)	(年)
1. 既存使用エネルギー		
一電力	kWh	kWh
一使用電気代	百万バーツ	百万バーツ
2. 既存使用エネルギーに代わる所定の代替エネルギ		
_		
- 太陽エネルギー	kWh	kWh
- 発電可能量の金額	百万バーツ	百万バーツ
代替エネルギーからの電力使用割合	基準年の電力需要の	パーセント

4. 計算詳細

4.1 太陽光発電システム設置後の発電可能量

データ	発電
太陽電池パネルサイズワット/枚/時間(A)	1 時間当たりの発電 (A) X (B) = (ア)kW/時間
設置太陽電池パネルの枚数枚(B)	(y) Y (D) - ())
1日当たりの発電可能時間時間(C)	1年当たりの発電量 (ア) X (C) X (D) =(イ)kWh/
奨励を申請する既存実施プロジェクトの年間勤務日 日間(D)	年

4.2 太陽光発電システム設置後の発電可能の金額

データ	発電
1年当たりの発電量(イ) kWh/年	1年当たりの電気の金額 (イ) X (ウ) = (エ)kWh/年
電気料金(ウ) バーツ/kWh	(1) A (9) - (4)

5. 発電可能の電力使用計画

	ユーザー	使用割合 (発電可能量の割合)
□ 1. 自分で使用	□ 恩典申請プロジェクトでの使用	
	□ 他のプロジェクトでの使用(奨励取得か否かを問わず)	
□ 2. 販売	□ 首都圏電力公社 (MEA) □ 地方電力公社 (PEA)	
	□ 他のユーザー (要記入)	

Sor Kor Thor. F PA PP 28-03 11/01/61 6/6 ページ